

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	子ども・子育てに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大台町は、子ども・子育てに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大台町長

公表日

令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育てに関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法等の法律に基づく子ども・子育てに関する、保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給等の事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・申請書や届出書に関する確認 ・入所要件の確認 ・保護者情報の確認 ・利用者負担額算定に必要な各種情報の照会
③システムの名称	子ども・子育てシステム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 子ども・子育て特定個人情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表9及び127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表中以下の項【17、155】 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表中以下の項【17、155】
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大台町教育委員会事務局 子ども教育課
②所属長の役職名	子ども教育課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	戦略企画課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3782
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大台町教育委員会事務局 子ども教育課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3793

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一8及び94の項	・番号法第9条第1項及び別表第一8及び94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第8条、第68条	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置」、「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収」又は「子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」となっているもの(116の項)	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置」、「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収」又は「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施」が含まれるもの(13、16、116の項)	事後	
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民福祉課長 片田 幸弘	町民福祉課長	事後	人事異動に伴う修正
	II しきい値判断項目 1. 対象人数の時点	平成27年7月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点	平成27年7月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	
	IVリスク対策	【様式変更に伴う記載内容追加】	IV全体を新たに記載	事前	
令和4年6月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数の時点	平成30年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価の再実施(R4.6)
令和4年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点	平成30年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価の再実施(R4.6)
令和5年5月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数の時点	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	評価の見直し(R5.5)
令和6年6月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	評価の見直し(R5.5)
令和6年6月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法等の法律に基づく子ども・子育てに関する、保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給等の事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・申請書や届出書に関する確認 ・入所要件の確認 ・保護者情報の確認 ・利用者負担額算定に必要な各種情報の照会 なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	子ども・子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法等の法律に基づく子ども・子育てに関する、保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給等の事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・申請書や届出書に関する確認 ・入所要件の確認 ・保護者情報の確認 ・利用者負担額算定に必要な各種情報の照会	事後	
令和6年6月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一8及び94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第8条、第68条	・番号法第9条第1項及び別表9及び127の項	事後	法改正による(R6.5)
令和6年6月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置」、「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収」又は「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施」が含まれるもの(13、16、116の項)	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表中以下の項【17、155】 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表中以下の項【17、155】	事後	法改正による(R6.5)
令和6年6月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	町民福祉課	大台町教育委員会事務局 子ども教育課	事後	機構改革による修正(R6.4)
令和6年6月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	町民福祉課長	子ども教育課長	事後	機構改革による修正(R6.4)
令和6年6月17日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3781	戦略企画課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3792	事後	機構改革による修正(R6.4)
令和6年6月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	町民福祉課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3783	大台町教育委員会事務局 子ども教育課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3793	事後	機構改革による修正(R6.4)
令和6年6月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数の時点	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	